

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(21) 農地利用最適化関連事業		調査対象 予算額	令和3年度：10,475百万円 ほか (参考 令和4年度：10,398百万円)			
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	農地集積・集約化等対策費	調査主体	本省
組織	農林水産本省			目	農地集積・集約化等対策推進交付金、 農業委員会交付金 ほか	取りまとめ財務局	-

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 農業委員会は、「農地法」に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などに加え、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等）の推進に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置。
- 平成28年度の「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員会が農地利用の最適化を推進することとし、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員（推進委員）を新たに設けるとともに、農業委員会交付金に加えて農地利用最適化交付金を新たに設け、農地利用の最適化に取り組む農業委員会を支援。
  - (a) **農地利用最適化交付金**： 農業委員や推進委員の最適化活動等の実績に応じて交付する交付金
  - (b) **農業委員会交付金**： 農業委員及び推進委員の基本報酬や、農業委員会事務局の職員設置等に要する経費について交付する交付金
- また、令和4年5月の「農業経営基盤強化促進法」の改正により、農地の集積・集約化を更に促進するため、地域の将来的な農地利用の姿を「目標地図」として明確化するなど、人・農地プランの策定を法定化。農業委員会は、農地バンク等と連携しつつ、目標地図の素案を策定する主体として位置付けられた。

### 農 業 委 員 ・ 推 進 委 員

#### (1) 農業委員

農地法等に基づく権限に関する業務を実施（農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など）し、農地利用最適化推進委員と連携して農地利用の最適化を推進。

#### (2) 農地利用最適化推進委員

農地利用の最適化の推進に関する業務に専念し、農業委員や農地バンクと連携しながら積極的な現場活動を実施。

※農業委員・推進委員による最適化活動の例

・ 農地所有者の意向把握

・ 集落での話し合い 等



### 交付金による支援の概要

#### 平成28年度より前

- ・ 農業委員会交付金は、委員会数、農地面積、農業者数等に基づき配分。
- ・ 農業委員会交付金と市町村財源により、月額平均3万円の報酬を支払い。

#### 現行の支援（平成28年度以降）

- ・ 農業委員会交付金とは別に、農地利用最適化交付金を、農地利用最適化に係る活動実績・成果実績に応じて配分。
- ・ 農業委員及び推進委員の1人当たりの報酬は月額平均4.5万円を想定。

#### 基礎的な報酬

全国平均 3万円/月・人  
(市町村財源+農業委員会交付金)

活動・成果に応じた報酬  
全国平均 2万円/月・人  
(農地利用最適化交付金)

#### 基礎的な報酬

全国平均 2.5万円/月・人  
(市町村財源+農業委員会交付金)

4.5万円/月・人を想定

《事業の流れ》

国

交付等(定額)

都道府県

市町村(農業委員会)ほか

# 総括調査票

調査事業名 (21) 農地利用最適化関連事業

## ②調査の視点

### 1. 農業委員会による農地利用の最適化活動について

農業委員会による農地利用の最適化活動は積極的に行われているか。

国からの支援は効果的なインセンティブとなっているか。

【調査対象年度】  
令和2年度（令和3年1～2月）

【調査対象先数】  
農業委員会：142先

### 2. 農業委員・推進委員の活動実績等の把握について

農業委員・推進委員による農地利用最適化の活動実績等の把握は適切になされているか。

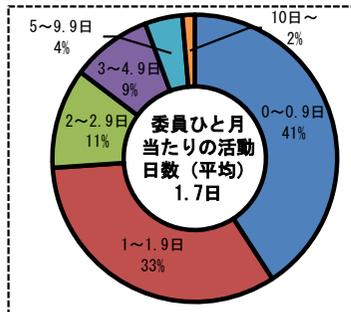
【調査対象年度】  
令和3年度  
【調査対象先数】  
農業委員会：1,697先

## ③調査結果及びその分析

### 1. 農業委員会による農地利用の最適化活動について

- 無作為に抽出した142の農業委員会について、農業委員と推進委員による農地利用の最適化活動の日数を調査したところ、委員1人のひと月当たりの活動日数（平均）は1.7日であった。また、同活動日数（平均）が1日に満たない委員会が41%あった。【図1】
- また、最適化交付金の委員1人当たりの月平均交付額は、同活動日数（平均）が1日未満であっても0.9万円となっている。（農業委員会交付金と市町村財源による基礎的な報酬分を除く。）【表1】

【図1】委員ひと月当たりの活動日数



【表1】委員1人当たりの月平均交付額

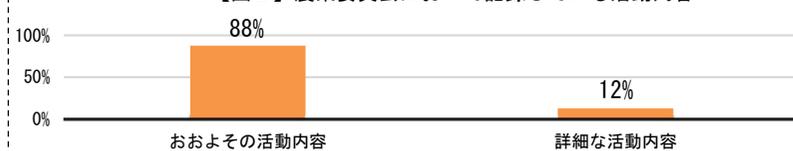
委員1人のひと月当たりの活動日数	委員会数	最適化交付金の委員1人当たりの月平均交付額
1日未満（0日除く）	43	0.9万円
1日以上～2日未満	41	1.0万円
2日以上～3日未満	14	1.6万円
3日以上～5日未満	11	1.5万円
5日以上	8	1.7万円

（※）上表は、調査対象先のうち最適化交付金の交付申請を行っていない23委員会を除いている。

### 2. 農業委員・推進委員の活動実績等の把握について

- 農業委員・推進委員による農地利用最適化の活動実績について、51%の農業委員会が全国農業会議所の指定するフォーマット、32%の農業委員会が独自の活動記録簿で記録している一方、17%の農業委員会が様式を定めずに記録していた。
- また、活動実績の記録内容について、88%の農業委員会が、活動年月日、活動した場所、活動内容の分類のみの「おおよその活動内容」である一方、対応した農地の所在地・面積や、話し合いの内容、活動による成果など「詳細な活動内容」を把握している農業委員会は12%にとどまる。【図2】

【図2】農業委員会において記録している活動内容



（※1）おおよその活動内容  
活動年月日、活動した場所、活動内容の分類

（※2）詳細な活動内容  
「おおよその活動内容」のほか、意向把握の対象者氏名、把握した農地の所在地・面積、意向内容、話し合いの内容・結果報告、話し合いで担った役割、活動による成果等

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 農業委員会による農地利用の最適化活動について

- 農地利用の最適化に向けた農業委員会による積極的な活動を促すため、委員1人のひと月当たりの活動日数について、おおよその目標を示し、その達成状況について交付金の交付水準と連動させるべきである。
- また、農地利用に関する相談を受けた場合に活動するといった受け身の役割だけでなく、地域の農業者の今後の農地利用に関する意向把握や、新規就農・新規参入者の開拓など、地域の将来を見据えて農業委員会として行うべきより積極的な活動を、農林水産省として具体的に明確化し促すべきである。

### 2. 農業委員・推進委員の活動実績等の把握について

- 適切に活動実績を記録・把握し、それを分析することでより望ましい最適化活動へ改善を図るためにも、また、最適化交付金等によるインセンティブを適切に働かせるためにも、各委員の負担に配慮しつつ、農地の所在地・面積、意向内容、話し合いの内容などできるだけ詳細に活動内容を把握し、農業委員会活動の「見える化」を徹底すべきである。

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (21) 農地利用最適化関連事業

## ②調査の視点

### 3. 地域の農業者の今後の農地利用に関する事前の意向把握について

農地の集積・集約化を効率的かつ効果的に行うため、地域の農業者の今後の農地利用について、事前に意向把握が行われているか。

【調査対象年度】  
令和2年度  
【調査対象先数】  
農業委員会：1,702先

### 4. 新規就農・新規参入希望者の情報共有について

新規就農・新規参入の希望者の情報について、随時あるいは定期的に、関係者間で共有されているか。

【調査対象年度】  
令和3年度  
【調査対象先数】  
農業委員会：1,697先

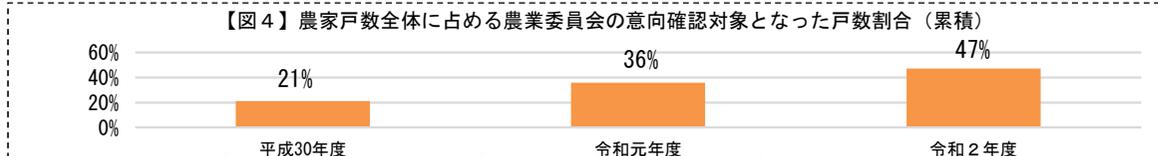
## ③調査結果及びその分析

### 3. 地域の農業者の今後の農地利用に関する事前の意向把握について

○ 地域の農業者の今後の農地利用について、「農地法」に基づく遊休農地の利用意向調査に加えて、農業委員会組織独自の取組として、農業委員・推進委員が意向把握を行っており、令和2年度には46%の農業委員会が行っている。【図3】



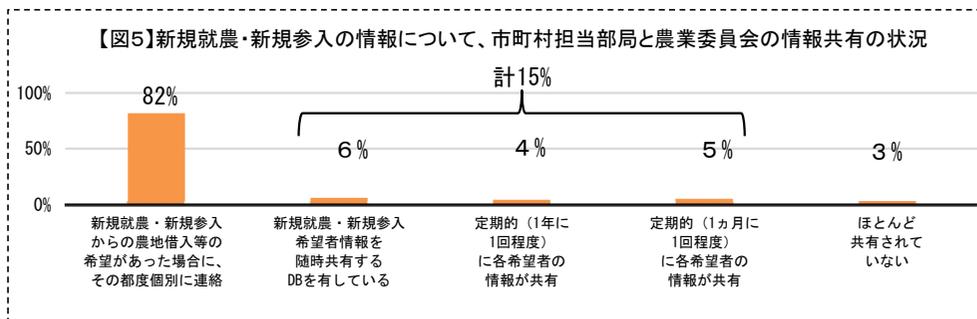
○ 実際に農業委員会による意向把握の対象となった農家戸数については、平成30年度～令和2年度の3年間の累積で見ても47%であり、農家戸数全体の約半数にとどまっている。【図4】



### 4. 新規就農・新規参入希望者の情報共有について

○ 新規就農・新規参入の希望者からの農地の借入希望等の相談があった場合に、その都度、個別に連絡をとっている農業委員会は82%であった。

○ 一方、新規就農・新規参入の希望者の情報（農地の借入希望等）について、市町村担当部局（新規就農等を担当する市町村農政課など）と農業委員会との間で、各希望者の情報を随時共有するデータベースを有したり、定期的に情報共有を行っている農業委員会は15%にとどまっている。【図5】



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 3. 地域の農業者の今後の農地利用に関する事前の意向把握について

○ 農業委員・推進委員が、農地利用について相談を受けた場合に、その都度、農地の出し手と受け手のマッチングを行うことは容易ではない。そのため、農業委員会が地域の農業者の今後の農地利用に関する事前の意向把握を計画的に行うべきである。

○ また、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法改正で導入された、地域の農地の在り方を示す「目標地図」を地域ごとに明確に描くこととなっていることも踏まえ、その素案を作成する農業委員会が積極的に意向把握を行うべきである。

### 4. 新規就農・新規参入希望者の情報共有について

○ 新規就農・新規参入の希望者から相談があった場合に、農地の出し手とのマッチングをその都度行うことは容易ではないことから、こうしたマッチングを幅広くかつタイムリーに実施することが可能となるよう、農業委員会・市町村の担当部局・農地バンクの間でデータベースを構築し、随時情報共有できる体制を整備すべきである。